## 大学生協学業継続奨学制度(たすけあい奨学制度)ご紹介のお願い

一般財団法人 全国大学生協連奨学財団

私ども一般財団法人全国大学生協連奨学財団では、扶養者を亡くされ経済的に厳しくなっている 学生へ、返還不要の12万円を贈り学業継続を応援する「大学生協学業継続奨学制度(愛称:たすけあ い奨学制度)」へ取り組んでおります。1992年の制度開始より、夢の実現と学業継続にがんばってい る学生を、全国の大学生協とともに応援しております。

この制度は、主に学生や教職員の皆様からの寄付と各大学生協などからの賛助会費を主な財源と しており、審査により学業継続が厳しい学生を優先して奨学金を給付しています。

2020年からはこの制度をより多くの困っている学生に広めていくため、運営を全国大学生協連合会から当財団に移管し、大学生協の組合員以外の学生・院生等も応募対象としました。当財団の目的やこの制度に賛同しご協力いただける個人や団体も徐々に増えてきているところでございます。

しかしながら、この制度は認知度が低く、これを高めていくことが課題となっております。

そこで、この制度を広く学生に知らせ、特に必要とする学生に届けるため、各学校の皆様に下記のようなご協力をお願いする次第です。この制度は貴校の学生支援に貢献できるものと考えますので、 ご理解ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

### 【各学校の皆様にお願いしたいこと】

- 1. <u>学校の奨学制度のご案内で、この制度をご紹介ください。</u> 多くの学校で、学校の奨学制度の案内物やホームページにこの制度を ご紹介いただいております。掲示板にポスターを掲示していただいている学校もございます。
- 2. <u>学生支援や奨学制度の窓口で扶養者が亡くなられた相談の時に、この制度をご紹介ください。</u>いくつかの学校では、相談に来た学生にこの制度のチラシを渡していただいております。 受給者からも「大学から案内されるとより認知度が高まり、困っている学生は助かると思う」との意見が寄せられております。

#### 【この制度の特徴】

- 1. 「大学生協のある学校であれば」在籍中に扶養者を亡くされた、全ての学生が応募できます。
  - この制度は、2020 年から運営を当財団が行い、大学生協のある大学・高等専門学校の大学生・ 院生・高専生を応募の対象としました。このことで応募対象者を大学生協組合員の学生のみに限 定せず、広く学生を支援していくことを目指しております。
  - ※応募対象の学校等は、当財団ホームページに掲載しております。
  - ※財政が充実していけば、応募対象の範囲も広げていくことを考えております。
- 2. 奨学金は返還不要の給付型です。
- 3. <u>応募受付を毎日行っております。必要書類が揃えばすぐに審査・給付できます。</u> 扶養者が亡くなった際の緊急援助制度としても役立っています。

困っている学生に早く奨学金を届けられるよう、毎日応募を受け付けています。 当財団のホームページから Web 応募もできます。

- 4. 授業料免除や他の奨学金を受けていても応募できます。人数による給付制限もありません。
- 5. 「学び続けたい」「夢を実現したい」と頑張っている学生を精神的にも応援します。

給付を受けた学生たちからは、全国の学生の皆様からの寄付による応援に対して、御礼とともに「精神的に支えられた」との声が多く寄せられています。また、当財団ホームページでは、給付を受けた学生から同じ境遇の学生へのメッセージを掲載し、励ましあいを進めています。

### 【参考】

当財団ホームページには、毎月の応募・給付・寄付の報告、給付を受けた学生のメッセージを掲載しております。参考までにご覧ください。

# 【ご協力いただける学校の皆様へ】

以下の当財団メールアドレスにご連絡下さいましたら、A2 ポスター、A4 両面チラシ、

応募用紙を送付致します。必要部数と送付先住所をお申し付けください。

メールアドレス: zaidan.jimu@univ.coop 大学生協奨学財団事務局 佐藤(智)・渡邉